

R6 建経業第 11433 号
令和 7 年 3 月 25 日

仙台市公認排水設備工事業者 各位

令和 7 年 4 月 1 日より、排水設備設置に係る手続きの一部を変更いたします。
変更内容については下記のとおりです。

記

- 1 排水設備等設置確認通知書、排水設備等竣工検査済証の取扱いについて
排水設備等設置確認通知書、排水設備等竣工検査済証の様式を変更する。
また、排水設備等設置確認通知書、排水設備等竣工検査済証を仙台市公認排水設備工事業者に郵送する。
- 2 排水設備設置に係る排水設備等管理人選定届の押印廃止について
排水設備等管理人選定届の義務者（申請者）、管理人及び使用者の押印を不要とする。
- 3 工期延期の手続きについて
一回目の工期延期手続きから業務課排水設備係にて確認を行う。それに伴い、工期延期した日から竣工届等の受理を行う。
また、工期が切れた後に工期延期手続きを行う際には、仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱に基づき減点対象とする。
※令和 7 年 4 月 1 日以降に排水設備等新設等確認申請を行ったものから対象とする。
- 4 雨水流量計算について
雨水排水面積 1500 m²以上の排水設備等新設等確認申請を行う場合、事前協議時に雨水流量計算を添付すること。
※令和 6 年度までは 1000 m²以上としていたが、1500 m²以上に変更するもの。
- 5 既設公共ますを使用する際の排水設備等新設等確認申請について
既設公共ますを使用する排水設備等新設等確認申請を行う際は公共ますの蓋・内側・ます深さに関する写真を添付すること。

担当：仙台市 建設局 下水道経営部 業務課 排水設備係